

川口市の財政状況

はじめに

本市の財政状況につきましては、歳入面では、長期の景気低迷により横ばいの状態が続いていましたが、昨今の景気回復や平成25年度以降の徴収体制の強化等により増加傾向にありました。しかしながら、将来的には、高齢化の進行、生産年齢人口の減少が予測されている中で大幅な税収の伸びは期待できない状況となっております。

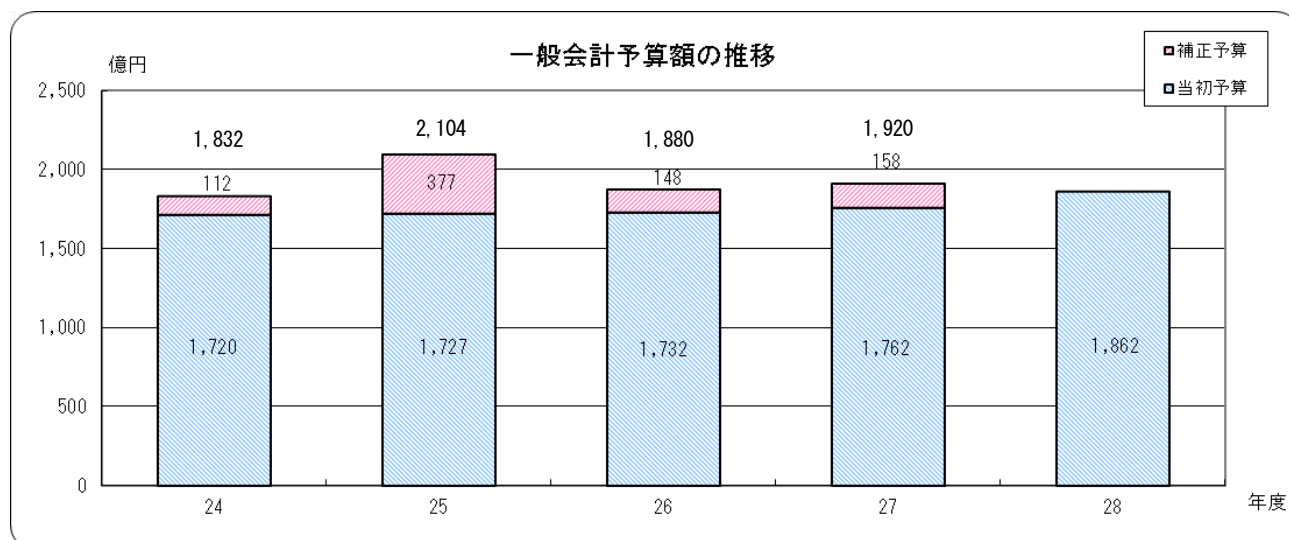
一方、歳出面では、少子高齢化社会・情報化社会・環境問題等への対応、老朽化した公共施設や社会インフラの更新・改修、社会基盤整備の促進、市内経済の活性化、安全・安心な市民生活の実現など、諸課題に対応するため様々な施策の実施が求められるなか、予算額の増加傾向が続いています。

また、国の三位一体の改革以降、国庫補助金等の削減傾向に加え、かつては重要な財源であった公営競技による収益事業収入も、娯楽の多様化の影響等から減少傾向にあるなど、今後必要となる財源を確保していくことは厳しい状況にあります。

本市といたしましては、今後、更なる行財政改革を行い、財政規律の徹底、財政収支の改善を図り、第5次川口市総合計画に【将来都市像】として位置付ける「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現に向け努力して参りますので、市民の皆様におかれましては、本市の財政状況をご理解頂き、引き続き市政へのご協力をお願いいたします。

1 予算額の推移

本市の予算規模は、扶助費等の義務的経費の増や、普通建設事業の増などを受け、拡大傾向にあります。平成25年度につきましては、第三セクター等改革推進債（232億）を活用し、土地開発公社の経営健全化を実施したことから、補正額が大きくなっています。

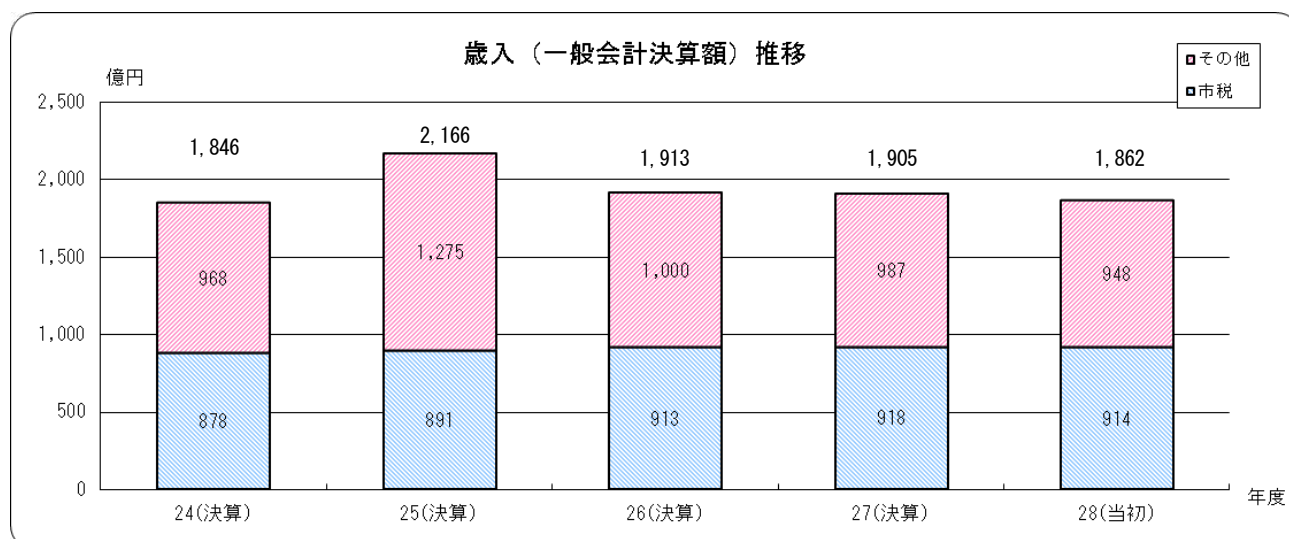


(28年度は当初予算の額)

2 伸び悩む市税

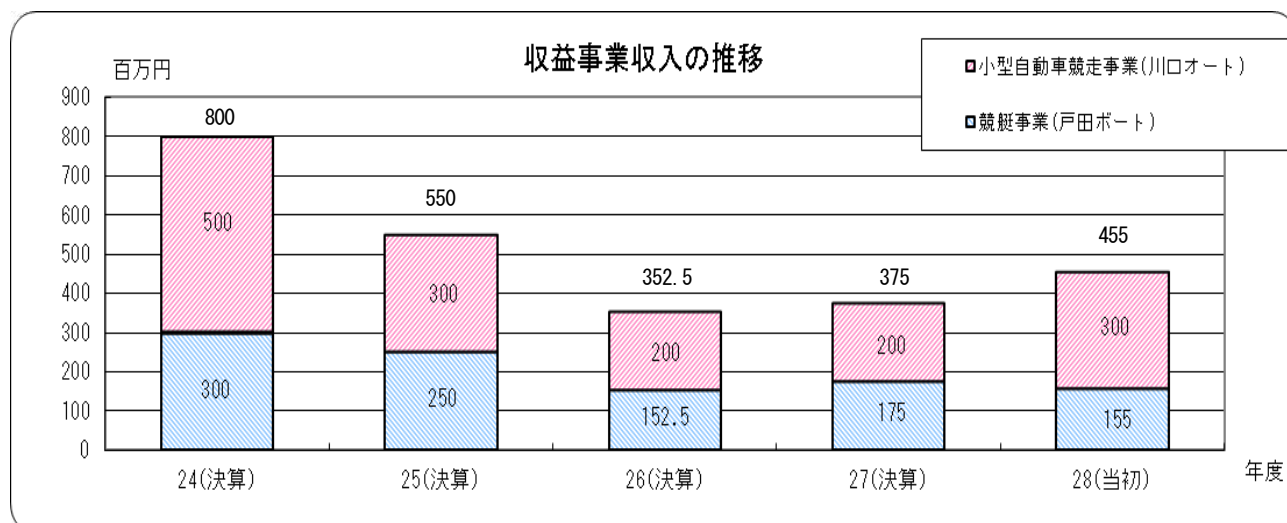
本市の歳入の根幹をなす市税は、平成20年度のリーマンショック、平成23年度の東日本大震災等の影響で落ち込んだ税収ですが、国の経済対策の効果や徴収体制の強化により、平成25年から27年度は回復傾向となっています。

しかし、今後は高齢化による就業者人口の減少や、ふるさと納税による税の控除、また都市と地方の税の偏在解消を目指すための地方法人税の創設による法人税の減少等の影響を考慮し、現状から大きく伸びることが見込みにくい状況にあります。



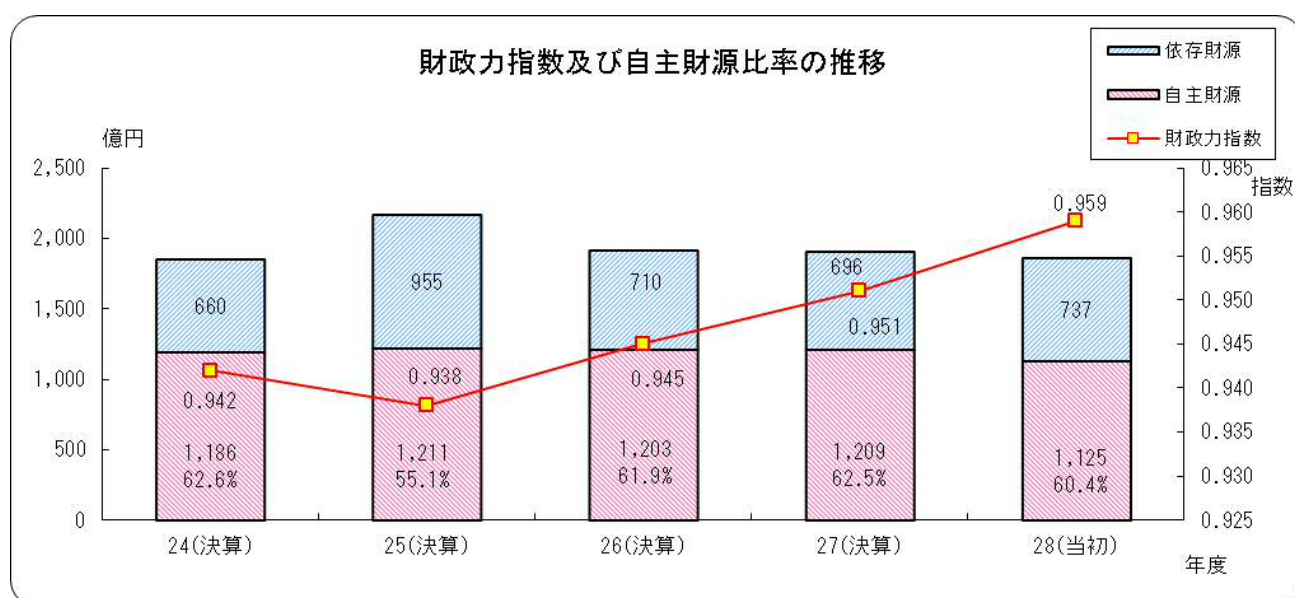
3 減少する収益事業収入

貴重な財源の一部である小型自動車競走事業や競艇事業の収益は、平成3年度には、約94億円の収益事業収入がありましたが、娯楽の多様化やファン層の高齢化とともに、不況の長期化による影響もあり、平成27年度は約4億円まで落ち込んでいます。今後も収益事業については、本市のみならず全国的に非常に厳しい状況が続くことが見込まれますが、オートレースのナイトー開催などにより収益増に取り組んでいきます。



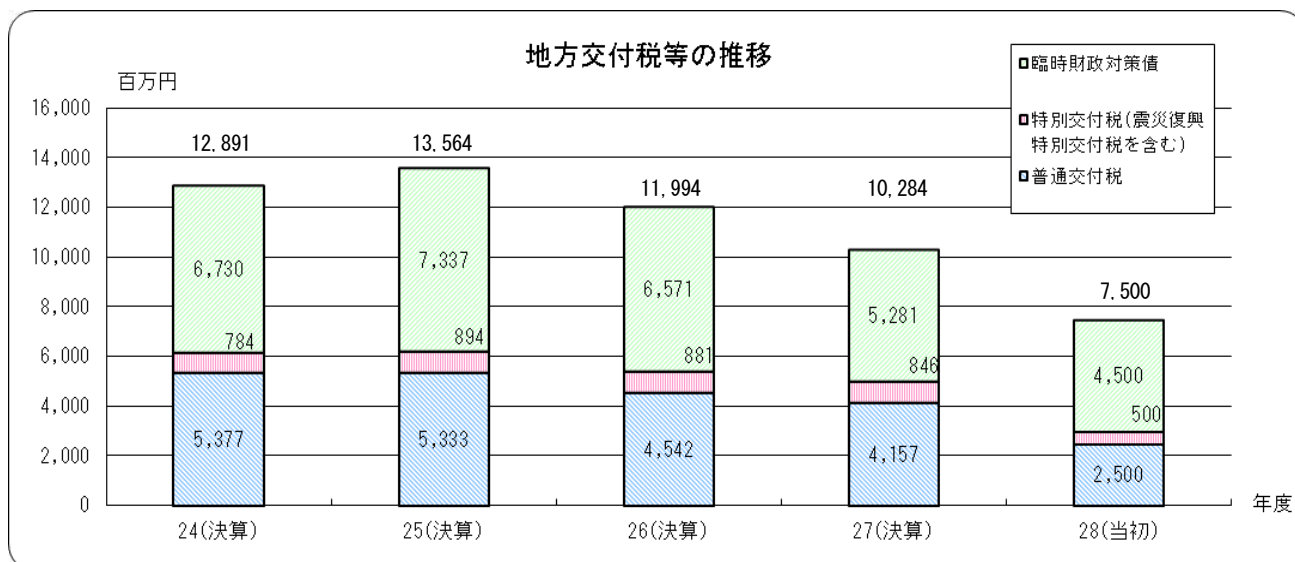
4 財政力指数と普通交付税

自治体の財政力を示す指標として、「財政力指数」があります。これが1を超える団体は、標準的な事務を行う力があるとされますが、1を下回る団体は、財源不足を補うため国から普通交付税が交付されます。国の交付税原資不足による臨時財政対策債の導入や、国の三位一体の改革に伴う交付税算定方式の見直しを受け、合併前の川口市では、平成18年度から4年間、普通交付税の不交付団体でしたが、平成22年度から再び交付団体となり、平成23年度以降、鳩ヶ谷市との合併算定替による加算も加わり、毎年度、交付団体となっています。また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として「自主財源比率」があります。平成5年度には80%以上でしたが、増減を繰り返しつつ、平成25年度に一時的に、55.1%まで落ち込み（第三セクター改革推進債の発行による影響）、27年度では市税収入の回復等に伴い、62.5%となっています。



(普通会計ベース)

- ※**財政力指数**とは、普通交付税算定の際の基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、各年度に積算された数値の過去3年間の平均値になります。
- ※**自主財源**とは、自治体が自主的に収入する財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいいます。
- ※**自主財源比率**とは、歳入総額に占める自主財源の割合です。
- ※**依存財源**とは、国・県から交付・割当てられる収入のことで、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などのことをいいます。



※**地方交付税**とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるように必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税があります。国庫支出金とは異なり、用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源となります。

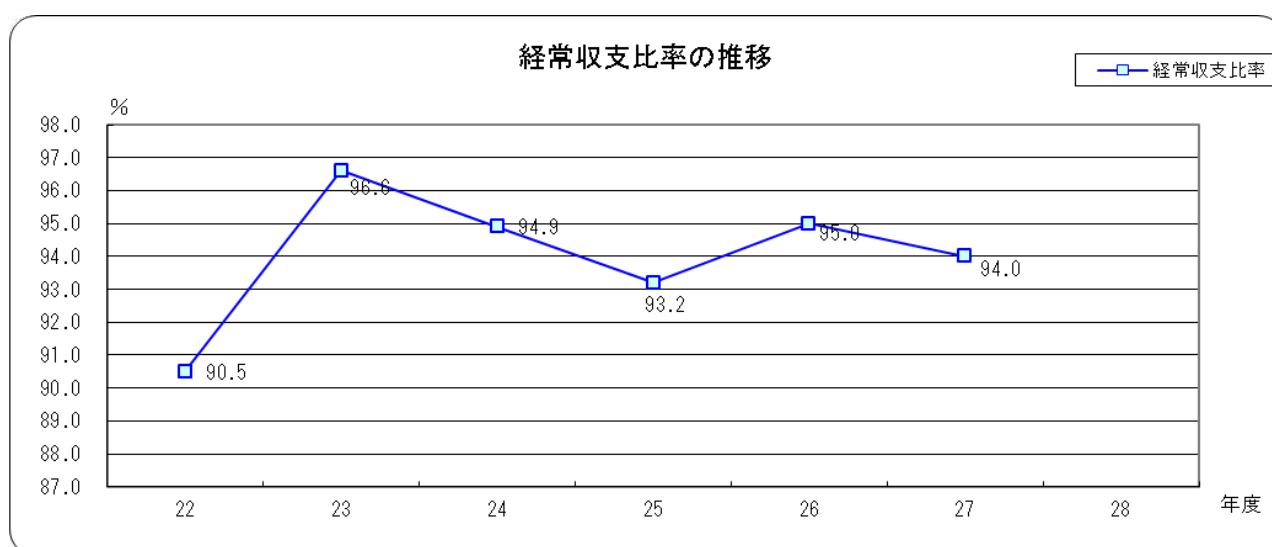
※**普通交付税**とは、合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と、標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入不足がある場合にそれを補うために、法人税、酒税、消費税などを財源として、各自治体に対し、国から交付されるものです。

※**特別交付税**とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、災害対応ほか、普通交付税の算定に反映できなかった、各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

※**臨時財政対策債**とは、国が普通交付税として自治体に交付すべき額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分の半額を赤字地方債に振り替えたもので、通常の地方債とは異なり、一般財源となります。

5 硬直化する財政構造

自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率があります。これは、人件費、扶助費、公債費等の毎年経常的に支出する経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかをみるもので、数値が高いほど、その自治体は弾力性を失いつつあるといわれています。本市の場合は、少子高齢化社会などによる社会情勢の変化による扶助費の増加や耐震改修工事などによる公債費の増加などから、90%を超えて推移しています。(23年度までは合併前 川口市のみの数値)



(普通会計ベース)

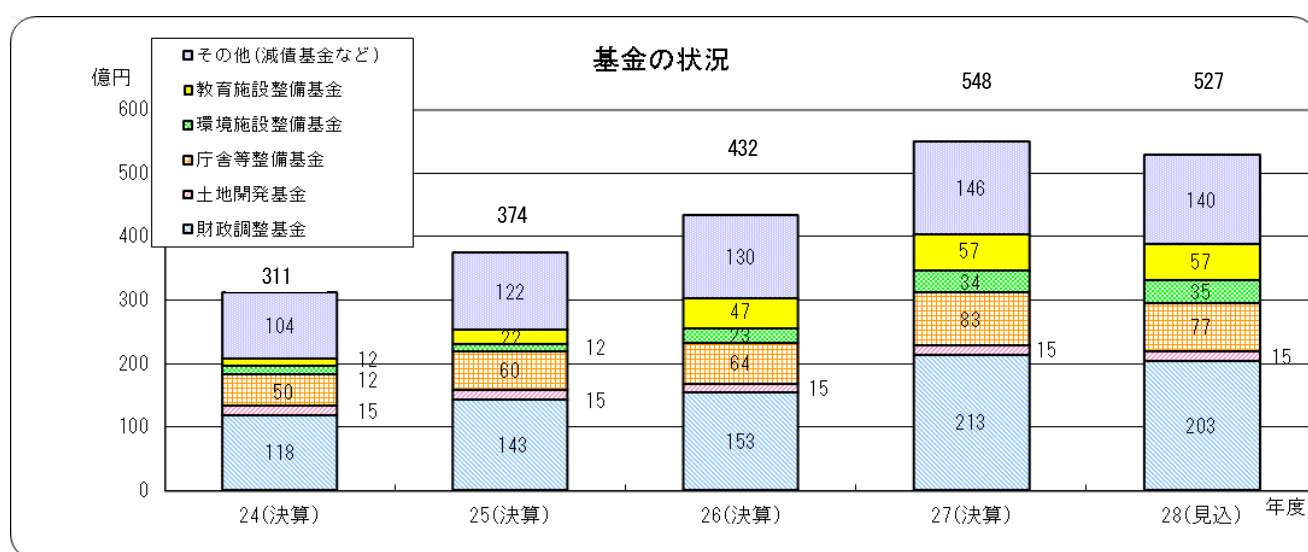
※**扶助費**とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法等に基づき被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額です。

※**経常経費**とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費を指します。

※**経常一般財源**とは、毎年連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうるもので、市税（法定普通税及び都市計画税を除く法定目的税）、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金、並びに使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途が限定されないものを指します。

6 基金の状況

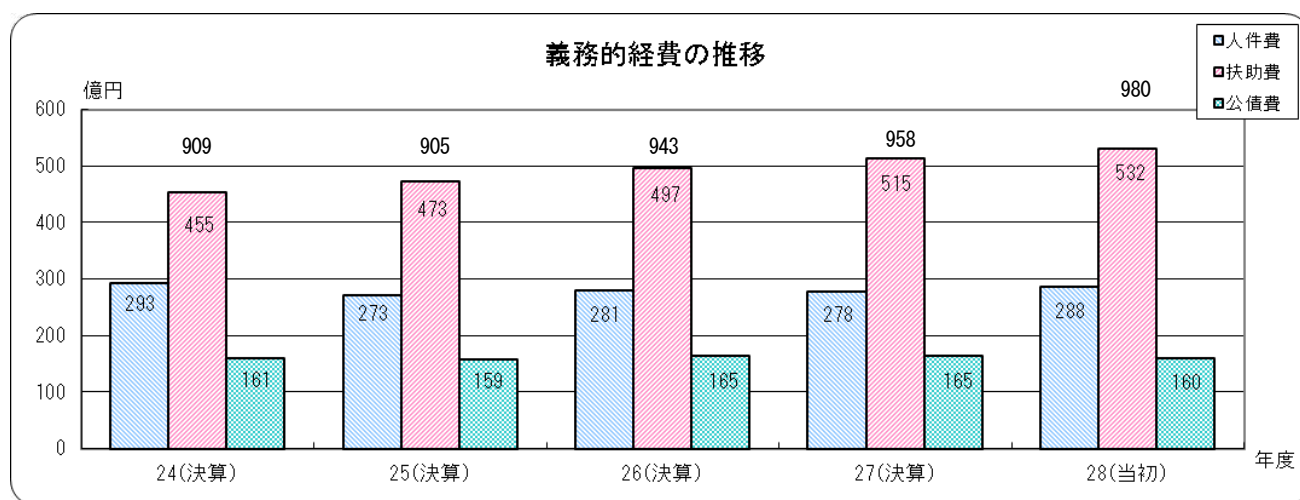
基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では現在19の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。例えば、財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補填、災害時などの対応に備えるもので、27年度末の残高は約213億円となっていますが、老朽化した公共施設の改修に係る経費等も想定し、今後とも一定額を確保していく必要があります。また、特定目的基金である庁舎等整備基金、教育施設整備基金については、新庁舎建設や新市立高等学校建設に係る費用に順次、充当していく予定です。全体の残高は、平成27年度末では約548億円となっており、金融機関への預金等で運用しています。



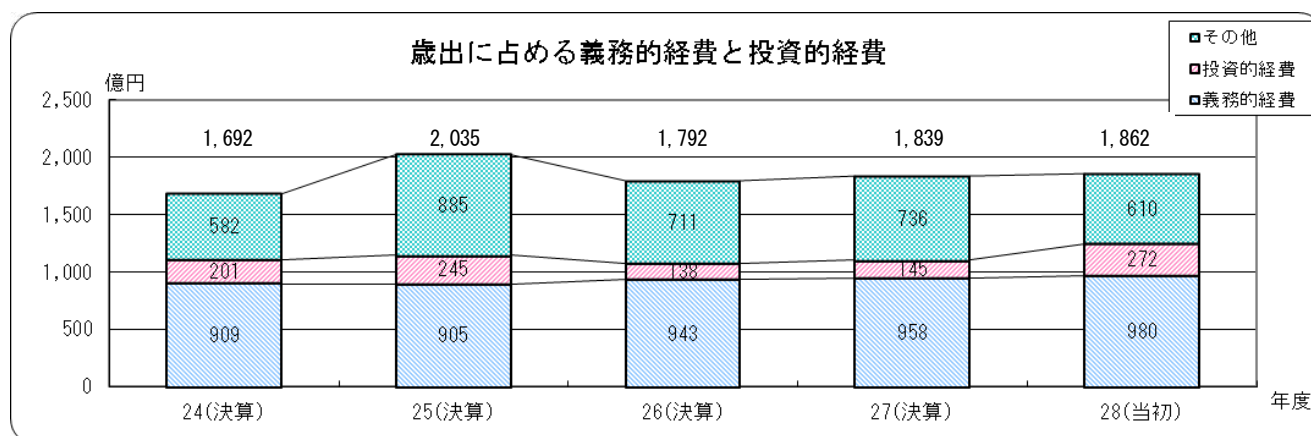
(特別会計を含む全会計における基金の額)

7 増え続ける義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費の3つのことで、支出が義務づけられている経費のことです。人件費は団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は生活保護をはじめとして大部分が法令の規定により支出が義務づけられており、公債費は市債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費です。一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低い程財政は弾力性があり、高い程硬直化しているといえます。本市の場合、平成27年度は、平成24年度との比較で、人件費は5.0%の減少、扶助費は13.2%、公債費は2.2%の増加となっています。



(普通会計ベース)



(普通会計ベース)

※**投資的経費**とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。本市の場合は、普通建設事業費がこれにあたります。

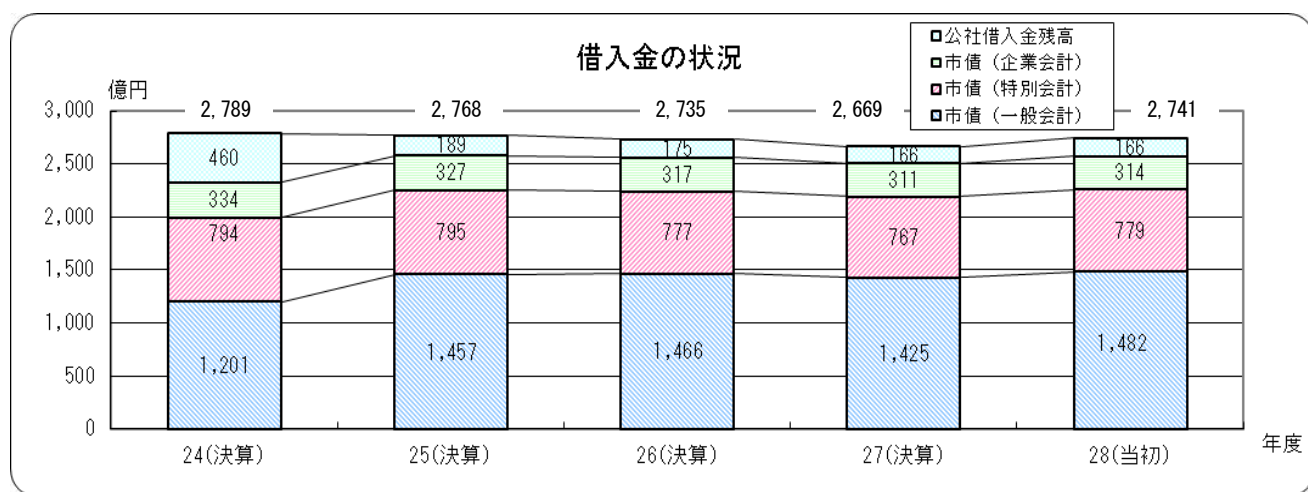
※**その他**は、委託料・光熱水費・消耗品費などの**物件費**、他会計の不足を補うための**繰出金**、**負担金**・**補助金**などの**補助費**等、施設の**維持補修費**などです。

8 引き続き削減努力が求められる借入残高

地方債（市債）は、自治体が財源の調整を目的に行う「借金」で、その返済が一会計年度を超えて行われるものであり、これを活用することにより、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、多くを依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。本市の平成27年度末の市債残高は、企業会計も含む全会計で、約2,503億円となっていますが、これに加え、公共事業用地の先行取得のために、川口市土地開発公社が民間金融機関から借入れた額を含めると、本市全体としての長期借入金残高は、約2,669億円となっています。

市債残高としては、土地開発公社の経営健全化に係る「第三セクター等改革推進債」を借入れた影響により平成25年度にピークとなったものの、その後減少に転じ、平成24年度末と比較すると平成27年度末では約120億円減少しています。

今後は、火葬施設・歴史自然公園、新市立高等学校及び新庁舎の建設等、市債を財源とした事業の進捗が見込まれ、市債残高の増加も想定されることから、土地開発公社借入金を含め、本市全体としての長期借入金残高の増嵩を招かないよう、既借入金の返済状況を勘案し、交付税措置のある有利な地方債の活用や基金の投入などにより、将来を見据えた借入とする必要があります。



(特別会計とは、下水道事業、川口駅東口地下公共駐車場事業、土地区画整理事業
公共用地取得事業の各特別会計にて借り入れた額です。)

(企業会計とは、水道事業、病院事業の各企業会計にて借り入れた額です。)

(表示された市債残高は、元金のみで利息は含まれていません。)

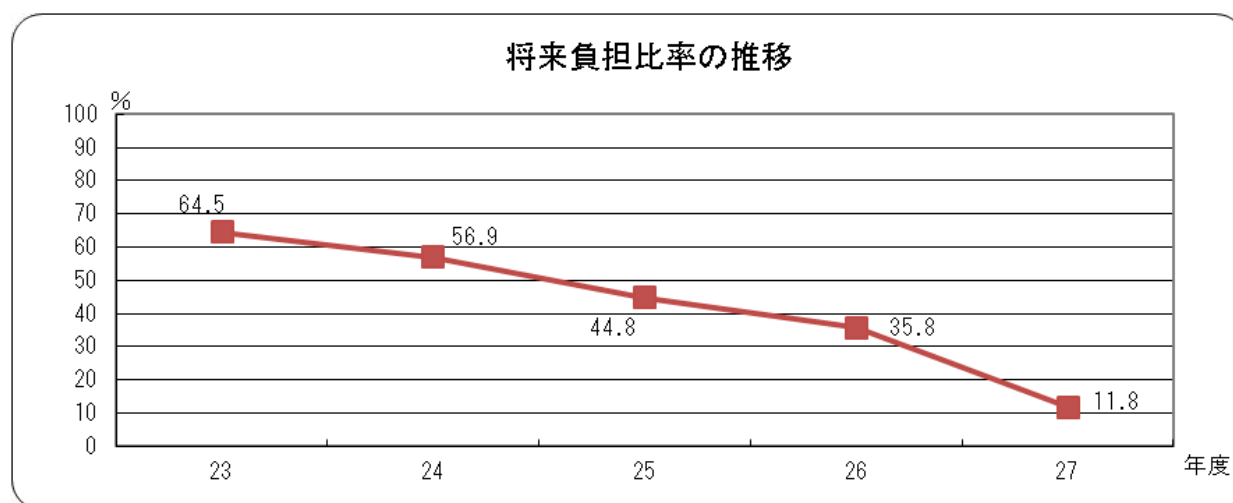
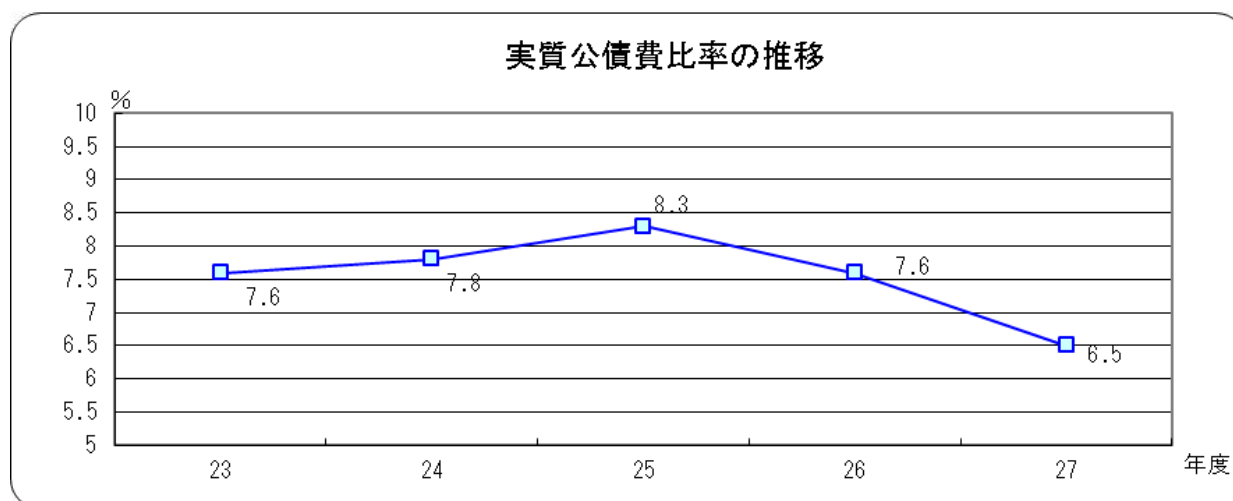
(市債の借入先は、国の財政融資資金、地方公共団体金融機構、民間金融機関などです。)

9 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法）が平成19年6月に成立し、すべての地方公共団体は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標（健全化判断比率）と、公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、平成20年度決算から公表することが義務づけられています。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすることを目標として、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めることになっています。

これまで各年度の決算にもとづき算定した各指標については、いずれも早期健全化基準【実質赤字比率：11.25% 連結実質赤字比率：16.25% 実質公債費比率：25% 将来負担比率：350.0%】を大きく下回っています。なお、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足についてはこれまで生じていないことから、各比率は標記しておりません。



※**実質赤字比率**とは、市税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計（一般会計等）について、歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には赤字額の早期解消を図る必要があり、比率が高くなるほど赤字の解消が難しくなります。【早期健全化基準：11.25%】

※**連結実質赤字比率**とは、公営企業会計を含む本市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額（実質赤字額）を標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には実質赤字額の生じている会計が存在し、かつ、それにより市全体の財政が赤字となっていることになり、当該会計の赤字額の早期解消を図る必要があります。【早期健全化基準：16.25%】

※**実質公債費比率**とは、一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除した比率の3カ年の平均値です。公債費や公債費に準じた経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要であり、この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性があります。【早期健全化基準：25.0%】

※**将来負担比率**とは、一般会計等が将来負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除した比率です。この比率が高い場合は一般財源規模に比べ将来負担額が大きいということであり、今後、財政の硬直化が進み財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。【早期健全化基準：350.0%】

※**資金不足比率**とは、資金不足比率は、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額を、事業規模で除した比率であり、各公営企業における資金不足の状況を表したものです。この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難になってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

対象となる会計は、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）と法適用企業以外の公営企業（法非適用企業）に係る特別会計であり、本市では水道事業会計及び病院事業会計（法適用企業）と下水道事業特別会計（法非適用企業）が該当します。【経営健全化基準：20.0%】